

Ⅲ-3 学校における環境教育



(1) 「生きる力」の育成と環境学習

環境問題に関して解決すべき課題は、多くの要素がからみ合って生じています。また、我々の日常生活の在り方にも深く関わっているため、一人一人が環境への負荷の少ない生活に努め、環境や環境問題を総合的にとらえて解決への方策をとることが求められています。

こうしたことに主体的に取り組むために、課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てていくことは、まさに「生きる力」を育成することにつながります。

(2) 環境学習の3つのステップ

学校における環境教育の在り方については、1996（平成8）年の中央教育審議会第1次答申に、「環境から学ぶ（豊かな自然や身近な地域社会の中での様々な体験活動を通して、自然に対する豊かな感受性や環境に対する関心等を培う。）」、「環境について学ぶ（環境や自然と人間とのかかわり、さらには、環境問題と社会経済システムの在り方や生活様式とのかかわりについて理解を深める。）」、「環境のために学ぶ（環境保全や環境の創造を具体的に実践する態度を身に付ける。）」という方針が示されています。

これらをより分かりやすい形でまとめると、次の3つのステップになります。

環境教育・環境学習の3つのステップ 「親しむ」→「知る」→「行動する」

環境学習をある程度まとまった時間で実施する場合は、それぞれ単独で行うのではなく、3つのステップを順にふむことで、より深い理解にたった実践的な態度を育てることができま

「親しむ」＝環境そのものや環境問題などにふれることによって、それらに対する感受性を身に付けたり、関心を持ったりする段階

「知る」＝環境そのものや環境問題及び環境に対する人間の責任や使命について理解を深めたり、環境問題を解決するための技能を身につけたり、多面的に評価したりする活動を通して理解を深める段階

「行動する」＝学習したことをもとに新たな段階に進んだり、環境問題を解決するために自分でできることを実行したり、情報を発信したりする段階

※本書のプログラムでは、それぞれの活動のねらいを、この3つのステップの観点から示しています。

(3) 学習活動における環境学習の展開

学校での環境教育・環境学習を進める場合には、教育課程の編成・実施という学校教育全体の流れの中で、環境に関わる学習の機会や場を計画的に設けていくことが大切です。

実施に当たっては、各教科、道徳、特別活動などのそれぞれにおける指導内容と相互の関連を図るとともに、子どもたちの発達の段階や学校の周りの環境の特色等を十分にふまえて取り組むことが大切です。また、環境教育・環境学習は総合的・横断的な特色を持っていることから、学校や地域の実態等に応じ、総合的な学習の時間などを活用した主体的な学習が期待されます。

小学校学習指導要領（平成20年3月告示）との主な関連

総 則	○環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養う
社会科	(3・4学年) ○飲料水、電気、ガスの確保や廃棄物の処理と自分たちの生活や産業とのかかわり ○節水や節電などの資源の有効な利用 ○自然環境、伝統や文化などの地域の資源を保護・活用している地域 (5学年) ○公害から国民の健康や生活環境を守ることの大切さ ○国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止
理科	○自然環境を大切にし、その保全に寄与しようとする態度 (3学年) ○身近な自然の観察 (6学年) ○生物間の食う食われるという関係などの生物と環境とのかかわり
生活科	(1・2学年) ○自分と身近な動物や植物などの自然とのかかわりに関心を持ち、自然のすばらしさに気づき、自然を大切にすること
家庭科	(5・6学年) ○自分の生活と身近な環境とのかかわりに気づき、物の使い方などを工夫
体育科	(3・4学年) ○健康の状態は、主体の要因や周囲の環境の要因がかかわっていること ○健康に過ごすには、生活環境を整えることが必要であること
道 徳	(5・6学年) ○自然の偉大さを知り、自然環境を大切にす
総合的な学習の時間	○学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動
特別活動	○学級活動、児童会活動、学校行事

文科省Webページ「新学習指導要領における「環境教育」に関わる主な内容」から